

神戸大学附属小学校副校長公募要項

神戸大学では各附属学校園において、総合大学の附属学校園として、大学の知見を活かした初等・中等教育における教育課題への先導的・実験的な取組を通じて、地域や国の教育に貢献しています。この取組をさらに発展させるため、附属小学校副校長として、国立大学附属学校の使命及び神戸大学の理念・ビジョンを深く理解し、多様な教職員と共に諸課題を解決することができる人材を広く公募します。

1 求める人物像

大学附属学校や公私立学校等での管理職の経験を有し、次の（1）～（3）を兼ね備えている方を募集します。

- （1）国立大学附属学校の使命である、実験的、先導的な教育課題への取組を推進できる方
- （2）総合大学・研究大学である神戸大学の理念・ビジョンを深く理解し、学内各学部・研究科及び他の附属学校園と連携することにより、神戸大学の附属学校ならではの教育・研究を推進できる方
- （3）学校園における諸課題を正確に把握し、問題解決に向けての教職員の意欲を引き出し、その力を結集していくリーダーシップを発揮できる方

2 募集人数

1名

3 副校長選考

（1）応募資格

次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者

- ① 学校教育法第9条に該当しない者
- ② 国公私立学校や、研究・教育機関等において、校長、副校長、教頭又は主幹教諭の経験を有する者
- ③ 小学校教諭普通免許状を有し、国公私立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）で常勤職として15年以上の教職経験を有する者

（2）選考方法

- ① 第一次選考：書類選考
- ② 第二次選考以降：面接を予定（詳細については、書類選考合格者において連絡いたします）。

4 選考試験の結果通知

各選考終了後、応募者全員へ速やかにメール又は文書により通知します。

5 採用予定日

令和8年4月1日

6 採用形態等

(1) 任期を付さない職員

対象 昭和42年4月2日以降に生まれた者（令和8年度において満59歳以下の者）

※ 定年制（定年年齢：62歳）が適用され、定年退職日までの雇用となります。

※ 原則として、役職定年（60歳）に達した日以後における最初の4月1日に、下位の職に役降りすることとなります。

(2) 任期付き職員

対象 昭和42年4月1日以前に生まれた者（令和8年度において満60歳以上の者）

雇用期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

※ この場合、「国立大学法人神戸大学特命職員就業規則」に基づく雇用を予定しています。

7 提出書類

(1) 履歴書 ※所定の様式で作成

※学校教員等の経歴については、職名（校長、教頭等）を明記すること。

(2) 所有している教員免許状の写し

(3) 課題レポート

※所定の様式（A4判、横書き、25字×32行）を用いて1,600字以内で作成

課題：「神戸大学の附属学校園の一つとして、どのような取組をすることが地域の学校に貢献することにつながるか」

※（1）及び（3）については、下記神戸大学附属学校部ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.schools.kobe-u.ac.jp/>

※提出された書類は返却しません。提出書類に記入された情報は、国立大学法人神戸大学個人情報管理規則に基づき適正に管理します。

8 提出期限

令和8年2月12日（木）17時必着

9 提出先・方法

〒658-0063 兵庫県神戸市東灘区住吉山手 5-11-1

国立大学法人神戸大学附属学校部長 宛

「附属小学校副校長応募書類」と朱書きの上、簡易書留又はレターパックで送付してください。

10 問合せ先

神戸大学附属学校部総務係

E-mail : sch-soumu@office.kobe-u.ac.jp

11 その他

現行の国立大学法人神戸大学職員給与規程、就業規則、特命職員就業規則（62歳以上）等の詳細は、下記URLを参照ください。

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>

[参考]

学校教育法 第9条（校長・教員の欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者